

5吹総人第94号
令和5年4月26日
(2023年)

吹田市職員労働組合
執行委員長 丹羽野 和夫 様
吹田市水道労働組合
執行委員長 北野 雅一 様
吹田市関連職員労働組合
執行委員長 川見 真弓 様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市水道事業管理者 前田 聡

夏期休暇の取得期間の変更について(提案)

標記の件について、夏期休暇を計画的に使用して付与日数分を完全取得するとともに、年次休暇についても積極的な取得促進を図るため、夏期休暇の取得期間の変更について、下記のとおり提案します。

記

1 夏期休暇について

取得できる期間を、今後は6月1日から8月31日までの間とし、取得期間延長の取扱いについても最大で9月30日までとする。

(※令和4年度の取得期間は、令和4年6月10日から8月31日までの間で、取得期間延長の取扱いについては、最大で10月31日まで)